

令和6年6月26日

北海道行政書士会会員 各位

北海道行政書士会 中央研修所  
研修統轄 三浦 勝也

### 令和6年度 総合法学講座のご案内

平素より当会の事業活動にご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本研修の目的は、行政書士として必要な事務処理能力及び法的サービス提供者としての業務遂行能力の向上並びに維持を図るためにあります。

なお、「行政書士北海道ADRセンター」調停人候補者への登録を希望する方は、その為に必要な要件のひとつとして本講座の受講修了が求められております。

受講を希望される方は、7月18日（木）までに、別添「各種研修会 受講申込書」によりメール又はFAXにてお申し込みください。

#### 記

- 1 主 催 北海道行政書士会
- 2 協 力 札幌弁護士会会員、北海道行政書士会会員
- 3 受講対象者 北海道行政書士会会員（補助者は受講できません。）  
注）6か月以上の会費滞納者は受講できません。
- 4 資料代 コース1、3は2,000円を、  
コース2は1,000円を各々徴収いたします。  
(各研修開催日の受付時に受領いたします。)  
注）資料代は受講料ではありませんので、受講の有無にかかわらず返金しません。  
欠席の場合は後日資料を送付いたしますので、ご理解をお願いします。
- 5 受講定員 各コース25名（定員到達次第締め切り）
- 6 研修会場 札幌：北海道行政書士会館 2階（札幌市中央区北1条西10丁目1番6）  
函館、旭川、帯広、釧路、北見：各市内会場（受講申込者には後日改めて会場詳細をご連絡いたします。）  
※札幌以外の会場では、札幌での研修をリアルタイムでオンライン受講します。  
※調停人候補者の要件のひとつとして受講を希望する会員は、各研修会場での受講が必要です。（調停人となることを希望しない会員は、各会員事務所においてのオンライン受講（Zoom）も可能です。）  
※札幌以外の会場では、1会場当たり3名以上の受講者がいない場合には、会場への配信は中止といたします。
- 7 受講申込期限 7月18日（木）

## 8 コース別日程・科目・講師

### 【認証紛争解決（ADR認証）基礎課程（裁判外紛争解決手続特化コース1）】敬称略

開催日	時間割	科目	講師
8月3日（土）	1時限・2時限	①出入国管理及び難民認定法 （入管法）	行政書士 深林 恭広
	3時限・4時限	②労働法	弁護士 土田 史

### 【認証紛争解決（ADR認証）基礎課程（裁判外紛争解決手続特化コース2）】敬称略

開催日	時間割	科目	講師
8月10日（土）	1時限・2時限	③民事特別法Ⅱ （借地借家法）	弁護士 作間 豪昭

### 【認証紛争解決（ADR認証）基礎課程（裁判外紛争解決手続特化コース3）】敬称略

開催日	時間割	科目	講師
9月7日（土）	1時限・2時限	①民事訴訟法 （概論・訴訟手続）	弁護士 中村 憲昭
	3時限・4時限	②民事執行法 （総論・強制執行）	弁護士 中村 憲昭

## 9 時間割

第1時限 9：30～11：00

第2時限 11：10～12：40

（昼食）

第3時限 13：40～15：10

第4時限 15：20～16：50

## 10 注意事項

- (1) 科目15分以上の遅刻、離席又は早退は欠席とみなします。
- (2) ビデオ、カメラ等による撮影及び録音による記録は禁止します。

## 11 修了証交付基準

課程	科目	修了証交付基準
認証紛争解決 （ADR認証）基礎課程 （裁判外紛争解決手続特化 コース）	①出入国管理及び難民認定法（入管法）	全科目受講
	②労働法	
	③民事特別法Ⅱ（借地借家法）	
	④民事訴訟法（概論・訴訟手続）	
	⑤民事執行法（総論・強制執行）	

## 中央研修所からの受講上の注意事項

研修実施細則（最終改正：平成28年10月14日理事会承認）に基づき、中央研修所が所管する研修を受講できない者等に関しましては、以下の条文（抜粋）のとおりとなっております。

### 第2章 研修の実施

（受講対象者）

#### 第4条第2項

入会后3年以内に新入会員研修を修了していない者（第16条の2に規定されるものを除く、以下同じ。）は、前条第三号から第七号までの研修を受けることができない。

ちなみに、第3条第1項第三号乃至第七号は下記のとおりです。

- 三 総合法学講座
- 四 法定業務研修（行政書士法第1条の2に規定する法定業務の研修）
- 五 法定外業務研修（行政書士法第1条の3に規定する法定外業務の研修）
- 六 講師養成研修
- 七 その他必要な研修

### 第3章 研修の内容

（免除規定）

第16条の2 新入会員の内、行政書士法第2条第二号から第五号までに規定する者は第13条第一号に規定する職業倫理のみの受講にて、新入会員研修を修了した者とみなす。

以上